

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和5年5月8日理事より提出された令和4年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)、不足金処理(案)の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和5年6月20日

山口県農業共済組合

代表 監 事 安田 憲生

監 事 新久保克己

監 事 杉山 泰啓